

第5回 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議 摘録

- 1 日 時 令和6年10月15日（火） 午後3時～午後3時35分
- 2 場 所 市会第3会議室（京都市役所 西庁舎4階）
- 3 出席者 プロジェクトチームメンバー
- 4 次 第

- 1 京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果について
- 2 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案について
- 3 意見交換
- 4 事務連絡

5 摘 録

寺田座長	<p>ただいまから、第5回京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議を始めたいと思います。皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の会議では、まず、事務局から、京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果について、説明を聴取します。</p> <p>次に、市民意見募集の意見等を踏まえた条例素案について、事務局から説明を聴取した後、意見交換を行いたいと思います。</p> <p>それでは、次第に入ります。</p> <p>まず、次第1の京都市ケアラー支援条例（仮称）に対する市民意見募集の結果についてであります。</p> <p>事務局からの説明を聴取いたします。</p>
事務局	<資料1及び2により説明を行う>
寺田座長	<p>お聞き及びのとおりであります。</p> <p>次に、次第2の京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案についてであります。</p> <p>事務局からの説明を聴取いたします。</p>
事務局	<資料3～5により説明を行う>
寺田座長	<p>お聞き及びのとおりであります。</p> <p>次に、次第3の 意見交換に移ります。</p> <p>市民意見募集の結果及び条例素案について、御意見や御質問をお聞きしたいと思いますけれども、いかがですか。</p> <p>順に聞きましょうか。みちはた議員どうぞ。</p>

みちはた議員	<p>事務局の皆様、御苦勞様でございます。今回市民募集の件を反映されているということなんですけれども、追加の10月10日～14日分、追加でこれだけたくさんの意見を初めて見せてもらっているんですけれども、これの精査というのは、スケジュール的に、どういうふうに考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この3連休、週末にいただいたものにつきましても、事務局の方では内容の確認をさせていただいております、その中で反映の要否の検討も行っております。</p> <p>また、中身としましては、現在の一覧に記載の御意見のいずれかと同様の趣旨に分類されるものと考えておまして、現在条例素案の修正反映箇所には特に変更はないと考えております。</p> <p>プロジェクトチームメンバーの方にも、また一覧としてご提供させていただきます。以上です。</p>
みちはた議員	<p>と言いますと、この反映状況の①・②・③・④というのがあって、①が反映されるということなんですけれども、今回のこの新しい意見には①がない、ないというかも含まれている、というような認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>内容につきましては、①・②・③・④のいずれかに分類はされるものございまして、仮に①に分類をされないものであっても、既に反映をさせていただいている②に分類されるものとか、そういうものもございました。</p> <p>いずれにしても、いただいた意見に関しては、この①・②・③・④のいずれかに分類をされるものだと考えております。</p>
みちはた議員	<p>了解。</p>
寺田座長	<p>よろしいですか。 では、久保田議員どうぞ。</p>
久保田議員	<p>様々な御説明もいただき、市民意見募集の結果なども、今、拝見をさせていただいてるところであります。</p> <p>本当に多くの方から多くの意見をいただいたなと思いますし、その中には様々な角度での御意見などがあることも承知をしております。</p> <p>その中で、必要なものについては、一定、この条例の素案の修正にも反映をさせていただいているところは理解をしておりますし、また、この反映状況の中に、執行機関の施策に対する要望など、そういうような御意見もあることも確認をしたところであります。</p> <p>1つ、お伺いなんですけれども、市民意見募集の結果や、その中にある、特に執行機関への施策などの要望の部分は、執行機関に対しての展開ややり取りは行われているのか、それとも今後行われる予定にしているのか、その点をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>いただいたパブリックコメントの中で、執行機関への具体的な施策</p>

	<p>への御意見につきましては、パブリックコメント公表時に執行機関にも提供いたしましたし、しっかり対応していただくよう、市民のお声が届いているということをお伝えする予定をしております。</p>
久保田議員	<p>では逆に、④の執行機関の施策に対する要望以外のところは執行機関への展開はないということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントにつきましては、全て公表させていただきますので、併せてお伝えをするということでございます。</p>
久保田議員	<p>ありがとうございます。このケアラー支援条例のパブリックコメントでは、市民の方から大切なご意見をこれだけ多くちょうだいしたところでもありますので、ぜひ、執行機関でもこの意見をいかしながら今後の市政の運営に活用していただきたいと思いますので、その点要望させていただきますと思います。以上です。</p>
寺田座長	<p>では、玉本議員どうぞ。</p>
玉本議員	<p>本当にたくさんの御意見が寄せられて、想像以上に深刻なお声が集まりました。今回聞いてよかったなと思っているところです。</p> <p>その中に、初めてこのように思いを書くことができたという文面もあり、そういった意味でも、ものすごく意義のあるパブリックコメントの取組だったと思います。細かく全部はまだ見れていませんけれども。</p> <p>私自身にも、いくつかお手紙が届きまして、親亡き後の心配を常に持ちながらケアをされている親御さんの声がいくつか届きました。</p> <p>今、自身はケアラーなんだけれども、自分がいなくなった後のことをものすごく心配しているという思いをどう受けとめたらいいのかということ、このケアラー条例に何か盛り込めるのかどうか、私も考え切れていないんですけれども、すごく重みのあるお言葉が寄せられたなと思っています、そこは検討課題かなと思っているところです。</p> <p>議論してきた中で思っていたことに、やはりたくさんの御意見が出され、いくつか修正もあって、私としてはずいぶん前に進んだなと思っています。以上です。</p>
寺田座長	<p>西山議員どうぞ。</p>
西山議員	<p>本当に多くの御意見が出されたという認識をしております。その中において、本当に多様な考えがあるということも認識をいたしましたし、いただきましたこと全てが、今後、条例制定後に、執行機関等、また、我々が議論する中におきましても、大切な御意見であるというふうにも認識をしております。</p> <p>そういった中、重要な部分につきましても、いただいた意見を踏まえながら、修正が為されて、本日提示をされているということで、本当に市民の皆様と作り上げている条例になっているなと改めて感じているところでございます。以上です。</p>

寺田座長	<p>それでは、今日ご出席いただいております、オブザーバーの天方議員、何か御意見ありましたら、どうぞ。</p>
天方議員	<p>本件に限らずパブコメはすると思うのですが、このパブコメは、期間が通常より長いとか、御案内を差し上げる場所について工夫をしたとか、そういったことについてお尋ねをしたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。まず、期間でございます。通常は、約1か月というのが大体標準ではございますが、やはり、関係者の方、思いをたくさんお持ちの方もおられます。丁寧な手続きということで、39日間という長い期間を取らせていただいております。</p> <p>配布場所につきましては、市の区役所なり支所は当然としまして、6月に、各関係団体に執行機関の方から意見募集の御案内をさせていただきましたが、その関係団体の協力をいただいた先にもお配りをするなど、かなり色々な関係者の方に、このパブリックコメントや、6月に行いました意見募集について御協力をいただきまして、このような多数の御意見をいただいたものと考えております。以上です。</p>
天方議員	<p>いわゆるケアラーの当事者の方とか、自分はそうではないけれども、身内でそういう状況にあるという方については、今回、新条例を作るに際して、意見も言いやすい状況にあったかと思うんですけども、一方でケアラーって何だろうというふうに思われるような、そういう方のパブリックコメントもここには掲載をされているのかどうかということ。</p> <p>それから、ヤングケアラーという言葉について、色々課題がある、条例の中にも入れるべきかどうかというような議論もありましたけれども、このパブコメで答えておられる世代というのは、どういう世代に大まかに分類されているのか、お尋ねをしたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、自身がケアラーであるという認識をお持ちでない方についてのパブコメについてでございますけれども、こちらの方は、やはり関係団体さんのお力をお借りしまして、お知り合いに、「ちょっとこういうパブコメをやってるんだけど」ということで、お声掛けをいただいと聞いております。</p> <p>また、執行機関の方も色々工夫をしながら、どの関係団体にお声掛けをした方がいいのかということを考えていただいたというのも聞いております。</p> <p>2点目、パブリックコメントでは、御職業や年齢は任意記載ではございますけれども、そちらの方も、また分析結果ということで、10月末までに公表させていただく予定としております。以上でございます。</p>
天方議員	<p>結構です。</p>
寺田座長	<p>よろしいですか。</p>

	<p>パブコメの期間に関しましては、基本的に執行側、行政側がする場合1か月ぐらいというのが大体通例ですが、我々は、市民の意見を聞くという立場から、少し長くしました。</p> <p>これについては、事務局の皆さん方に非常に御迷惑を掛けたと思いますし、本当にタイトな日程で、何とか少しでも市民の皆さんのお声を聞きたいという思いで、今回、少し長めに設定させていただきました。</p> <p>ただ一方では、今回の意見にもありますように、パブリックコメントを知る時期が非常に遅かったとか、あるいはそうしたことを入手するのが中々上手くいかなかったというお声も聞いております。</p> <p>そうしたことも、我々自身の反省も踏まえて、行政の側にもこの情報は共有して、やはり市民意見募集の大切さというのは、改めてここで確認をしていきたいと思っておりますし、そうしたことをしっかりと共有していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから、条例素案について、私から1点、皆様に提案がございます。条例の施行日についてであります。</p> <p>本条例は11月6日の最終本会議において可決することを目指しておりますが、今後、予定通り順調に提案・可決に至った場合には、ちょうどその5日後の11月11日が、介護についての理解と認識を深めるための「介護の日」ということになっております。</p> <p>資料を、配布いたします。</p>
事務局	<資料を配布>
寺田座長	<p>お手元の資料にありますように、予定通り、6日に可決に至った場合には、本条例の施行日を、「介護の日」に合わせ、11月11日としてはいかがでしょうか。</p>
全員	<異議なし>
寺田座長	<p>それでは、その場合には、11月11日が施行日とできるよう、必要な時点で条例素案の附則を修正することとします。</p> <p>事務局の方で、これまでの意見等について、この場で確認しておきたいことは、ありませんか。</p>
事務局	ございません。
寺田座長	<p>それでは、条例素案については、施行日の件についてはただいまの通りとしたうえで、本日の案をもって進めることといたしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
全員	<異議なし>
寺田座長	<p>それでは、そのようにいたします。</p> <p>各プロジェクトチームメンバーにおいては、本日の結果を各会派において共有、確認をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、次回の第6回プロジェクトチーム会議では、条例の案を確定</p>

させていただきたいと考えておりますので、万が一、協議が必要となる修正等のご意見がありましたら、できるだけ速やかに事務局までご報告ください。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、市民意見募集の結果についてであります。

先ほど事務局から説明のありました通り、本日の資料をもとに、意見への考え方を記載し作成した市民意見募集の結果を公表するための資料を、後日事務局より皆様に届けさせます。ご確認いただいた後、必要であれば修正を行い、10月中を目途に、事務局より結果を公表する予定ですので、ご承知おきください。

これをもって、本日のプロジェクトチーム会議を終わります。

プロジェクトチームメンバーの皆様は、引き続き事務連絡を行いますので、このままお残り願います。